

議第 87 号

飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

施設の利用促進を図るため改正しようとする。

飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例（平成11年高山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|-------------------|--------------------------|--|---------------|--|---|----------|-------------------|--------------------------|--|---------------|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">(売店等の許可)</p> <p>第15条 使用者の便を図るため、市長において必要があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、売店その他の施設の設置を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けた者に対する占用料については、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(他の条例の適用)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、ビッグアリーナの管理については、高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）第4条から第14条まで及び第17条から第19条までの規定を適用する。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設及び使用区分</th> <th style="width: 70%;">1時間あたりの使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインアリーナの部～大会本部室の部 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1～4 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 施設及び使用区分 | 1時間あたりの使用料 (円) | メインアリーナの部～大会本部室の部 (略) | | 備考 1～4 (略) | | <p style="text-align: center;">(他の条例の適用)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、ビッグアリーナの管理については、高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）第4条から第10条まで、第12条から第14条まで及び第17条から第19条までの規定を適用する。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設及び使用区分</th> <th style="width: 70%;">1時間あたりの使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインアリーナの部～大会本部室の部 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1～4 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 施設及び使用区分の欄に掲げる場所以外の場所を使用する場合の使用料は、高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 施設及び使用区分 | 1時間あたりの使用料 (円) | メインアリーナの部～大会本部室の部 (略) | | 備考 1～4 (略) | | 5 施設及び使用区分の欄に掲げる場所以外の場所を使用する場合の使用料は、高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条 | |
| 施設及び使用区分 | 1時間あたりの使用料 (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| メインアリーナの部～大会本部室の部 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 1～4 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設及び使用区分 | 1時間あたりの使用料 (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| メインアリーナの部～大会本部室の部 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 1～4 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 施設及び使用区分の欄に掲げる場所以外の場所を使用する場合の使用料は、高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------|--|
| <p>5 (略)</p> | <p>例第15号)の規定により算出した額とする。</p> <p>6 使用者が商業宣伝を目的として使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額を加算する。</p> <p>7 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の10%以内で規則で定める額を加算する。</p> <p>8 (略)</p> |
|--------------|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の規定により使用の許可又は物品等の販売の許可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において許可を受けたものとみなす。